

登別市おうちの省エネ創エネ促進補助金取扱事業者募集要項

(趣旨)

第1条 この要項は、省エネ家電等の導入を支援することにより、家庭におけるエネルギー消費量の削減を図り、地域の脱炭素化を促進するとともに、気候変動による熱中症のリスクの低減を図るため、予算の範囲内において登別市おうちの省エネ創エネ促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、登別市おうちの省エネ創エネ促進補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第2条第1項第8号に規定する取扱事業者の登録等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 省エネ家電 要綱第2条第1項第2号に規定する省エネ家電をいう。
- (2) 太陽光発電設備等 要綱第2条第1項第7号に規定する太陽光発電設備等をいう。
- (3) 市内事業者 事業を営む個人又は法人で、市内に本社又は支社、支店、営業所等の事務所（以下「本社等」という。）を有し、省エネ家電又は太陽光発電設備等、若しくはその両方を取り扱うものをいう。
- (4) 市外事業者 事業を営む個人又は法人で、市外に本社等を有し、補助金の申請者が居住する住宅の建設を行った太陽光発電設備等を取り扱うものをいう。
- (5) 取扱事業者 市内事業者又は市外事業者をいう。
- (6) 取扱製品 取扱事業者が取り扱う省エネ家電又は太陽光発電設備等をいう。

(取扱事業者の要件)

第3条 取扱事業者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 登別市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第22号）第2条第1号から第3号までに規定するものでないこと。
- (2) 第4条に規定する登録の申請を行う時点において、登別市における納期の到来した市税等について未納がないものであること。
- (3) 太陽光発電設備等を取り扱う事業者にあつては建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けているものであること。
- (4) 本要項に定める事項を遵守するものであること。

(登録の申請)

第4条 取扱事業者として登録を希望する事業者は、登別市おうちの省エネ創エネ促進補助金取扱事業者登録承認申請書兼誓約書（別記様式第1号）又はこれと同一の項目を具備した電子申請フォームに、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に申請するものとする。

（1）省エネ家電を取り扱う事業者の場合 所得税法（昭和22年法律第27号）第229条の規定による事業の開業等の届出書の写し、登別市長が発行する営業証明書の写し又は直近の確定申告書の写し等、現に事業を営んでいることが確認できる書類のいずれか

（2）太陽光発電設備等を取り扱う事業者の場合 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書の写し等

（取扱事業者としての承認等）

第5条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは取扱事業者として承認し、登別市おうちの省エネ創エネ促進補助金取扱事業者登録証明書（別記様式第2号）を交付するものとする。

2 前項の審査の結果、適当でないと認めたときは事業者はその旨を通知するものとする。

（申請内容の変更）

第6条 取扱事業者は、第4条の規定により申請した内容に変更が生じたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

（取扱事業者の遵守事項）

第7条 取扱事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）補助金の申請者からの求めに応じ、取扱製品の販売、設置等に要する費用が分かる書類（見積書等）を提出すること。

（2）補助金の申請者からの苦情や紛争が生じた場合、自ら解決に努めること。

（3）市から改善要請等があった場合、当該要請に従うこと。

（4）市が補助金の交付に関して調査等を行うときは協力すること。

（5）取扱事業者の情報（取扱事業者名・所在地・電話番号等）を市広報紙や市公式ウェブサイト、その他広報等媒体へ掲載することに同意すること。

（承認の取消し）

第8条 市長は、取扱事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、取扱事業者としての承認を取り消すことができる。

（1）取扱事業者から承認の取消しの申し出があったとき。

- (2) 第4条の規定により申請した内容に虚偽があると認めるとき。
- (3) 本募集要項の規定に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

附 則

この要項は、令和6年2月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、改正前の要綱の規定により作成された様式用の紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間、使用することができる。

登別市長 様

申請者 所在地
 名 称
 代表者

登別市おうちの省エネ創エネ促進補助金取扱事業者登録承認申請書兼誓約書
 登別市おうちの省エネ創エネ促進補助金取扱事業者募集要項第4条の規定により、
 次のとおり申請します。

また、申請にあたり、市税の滞納状況等の確認のため、市税の課税状況等を閲覧
 することに同意します。

記

1 事業者情報等

取扱事業者 (店舗)名	(フリガナ)		
所在地	〒 ー		
電 話		F A X	
Eメール			
取扱製品 種別等	<input type="checkbox"/> 省エネ家電	<input type="checkbox"/> エアコン <input type="checkbox"/> LED照明器具 <input type="checkbox"/> 電気冷蔵庫	
	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備、 定置型蓄電池	建設業許可	
		区分	許可番号
	1:大臣 2:知事	ー 第 号	年 月 日から 年 月 日まで

※ 登別市内に本社等を有する場合は、市内の情報について記入してください。

2 添付書類

省エネ家電を取り扱う事業者	太陽光発電設備等を取り扱う事業者
下記のいずれかの書類を添付してください。 ・ 所得税法第229条の規定による事業の開業等の届出書の写し ・ 登別市長が発行する営業証明書の写し ・ 直近の確定申告書の写し	・ 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書の写し等

3 誓約事項等（内容を確認の上、□に✓をお願いします。）

下記に定められた事項にすべて誓約します。

1 登別市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号から第3号までに規定するものではないこと。 2 登別市における納期の到来した市税等について未納がないものであること。 3 市外事業者にあつては補助金の申請者が居住する住宅の建設を行ったものであること。 4 補助金の申請者からの求めに応じ、取扱製品の販売、設置等に要する費用が分かる書類（見積書等）を提出すること。 5 補助金の申請者からの苦情や紛争が生じた場合、自ら解決に努めること。 6 市から改善要請等があった場合、当該要請に従うこと。 7 市が本事業に関して調査等を行うときは協力すること。 8 取扱事業者の情報（取扱事業者名・所在地・電話番号等）を市広報紙や市公式ウェブサイト、その他広報等媒体へ掲載することに同意すること。

別記様式第2号（第5条関係）

登別市おうちの省エネ創エネ促進補助金 取扱事業者登録証明書

登録番号

登録年月日 令和 年 月 日

取扱事業者（店舗）名

所在地

取扱製品種別

上記の事業者を
登別市おうちの省エネ創エネ促進補助金の取扱事業者であるこ
とを証明します。

令和 年 月 日

登別市長 小笠原 春 一